

平成 26 年度第 1 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 26 年 10 月 1 日（水）13 時 30 分から 15 時 30 分						
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室						
出席者	委員 3 名 町長、副町長、総務部長、健康福祉部長、教・育部長 議会事務局副理事兼議会事務局長、健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長 教育課施設整備担当課長、総務部理事兼契約検査室長 契約検査室職員 2 名						
議事概要	<p>平成 26 年度第 1 回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。</p> <p>1. 指名停止措置の運用状況について</p> <p>平成 26 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までの 7 件の指名停止措置について事務局から報告がありました。</p> <p>(1) 主な質問及び意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置運用状況一覧表⑥について、違約金の徴収はあったのか。 (回答) 契約書に基づき、遅滞に対する遅滞料を請求しています。 ・履行が 61 日遅れて、影響はなかったのか。 (回答) 25 年度に解体設計を行い、26 年度に工事を行う予定なので、影響はありません。 ・履行遅延した特別な理由は何か。 (回答) 遅れた最大の要因は、事前調査・事前協議不足で設計を進められたことで、提出された成果品の検査において、基礎的な部分の調整がされていないことが認められたため、再度確認・修正していただくのに約 2 か月を要したということです。 <p>2. 談合情報等の処理状況について</p> <p>平成 26 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までの間に談合情報はありませんでした。</p> <p>3. 入札・契約状況及び抽出事案について</p> <p>平成 26 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までの 7 ヶ月間に本町が契約締結した 130 万円を超える工事、50 万円を超える委託及び 80 万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件 151 件の中から任意抽出された次の 3 件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について契約検査室及び担当部局より説明し、審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 河南町農村環境改善センター等改修工事</td> <td style="text-align: right;">(契約金額 73,872,000 円)</td> </tr> <tr> <td>② 河南「議会だより」印刷製本業務</td> <td style="text-align: right;">(契約金額 1,609,049 円)</td> </tr> <tr> <td>③ 河南町立学校給食センター外構工事</td> <td style="text-align: right;">(契約金額 25,833,600 円)</td> </tr> </table>	① 河南町農村環境改善センター等改修工事	(契約金額 73,872,000 円)	② 河南「議会だより」印刷製本業務	(契約金額 1,609,049 円)	③ 河南町立学校給食センター外構工事	(契約金額 25,833,600 円)
① 河南町農村環境改善センター等改修工事	(契約金額 73,872,000 円)						
② 河南「議会だより」印刷製本業務	(契約金額 1,609,049 円)						
③ 河南町立学校給食センター外構工事	(契約金額 25,833,600 円)						

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案についての質疑

【抽出理由】

審査対象案件中、契約金額が1番大きく、一般競争入札の案件中、落札率が1番高いことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・ 応札者が少ないことについて、どのようにお考えか。

(回答) 以前から建築工事については応札者が少なく、平成25年度から業者選定要綱を改正し、参加者の幅を広げ、競争性を高めてきましたが、結果的には応札者が少なかった。理由としましては、東北震災復興、消費税の増税等により、資材・人材が復興に流れていることで材料・人手不足になっていることや、賃金の上昇により、設計から入札執行までの期間で大きく積算が変わってしまうことで、受注者側も実行予算が読めないこと。また、対象業者のほとんどが大阪市内の業者で、現場までの交通距離があること等から、応札者2者という結果になっているのではないかと推察しています。

- ・ 既存の浴場改修に比べて、新たに浴場を設ける方がコストは安上がりだったのか。

(回答) 既存の浴場は築20年ほどが経過しており、浴場が3階にあるため、過去から漏水で2階にも被害が出ていました。また、高齢化社会である時代背景も踏まえ、農村環境改善センター1階に移した方が、高齢者が利用しやすく、保健師も在席しているため、福祉の拠点となることから、改修を行いました。

- ・ かなんぴあは、たくさんの方が利用しているようですが、浴場は元々どれくらいの方が利用していたのか。また、今回規模を縮小しているが、どれくらいの方が利用することを想定しているのか。

(回答) 過去は、かなんぴあにあるジムの会員登録を行っていただくと、浴場も無料で使えるサービスとしたこともあり、年間平均で4万人、1日で換算すると約140～150人の方に利用いただいている。年齢層は65歳以上の方が多く利用されています。しかし、浴場の延長の際に、電気代の値上げ等から、町内の方の利用料金を100円から200円に、町外の方は300円に値上げを行いました。値上げ以降は、1日に60人程度の利用者となっています。

- ・ やまなみホールの今後の利用方法についてどうするのか。

(回答) 役場をはじめ周辺に公共施設が集中しており、公共施設再編整備計画もあり、現在の図書館は旧役場庁舎を使用していますが、耐震性の問題もあるため、やまなみホールに図書室や多目的ホールを設ける方向で、現在議論しているところです。

- ・ 応札者が少ないということは、入札公告の周知に問題はないのか。

(回答) 町ホームページに掲載しており、閲覧件数を確認したところ、入札当日で102件の閲覧があったことから、通常の工事に比べ多く見られております。

- ・ 配布図書のCDは、何者取りに来られたのか。

(回答) 4者が取りに来られました。

- ・建設業者そのものは大阪にあるのか。また、人材がいないのでは。

(回答) 業者から聞いた話では、本社は大阪にあります。人材が東京本支店に流れ、東京本支店から東北支店に流れているようです。また、近畿でも和歌山などで災害の復旧事業等があるため、そちらにも人材が流れている。このため、ゼネコンの人手不足に加え、下請業者の鉄筋工・型枠工などの専門職人が不足している。また、景気の低迷時に廃業した下請業者が多いこともあります。

- ・耐震性は大丈夫か。

(回答) 平成元年頃の建築物のため、問題はないと考えております。

② の抽出事案について

【抽出理由】

指名競争入札の案件中、落札率が高く、12社の指名で応札者が1者であったことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・ページ数は毎号予定どおりに収まるのか。また、製本が綴じられていないのは意図があるのか。

(回答) ページ数は予定通りに収まっています。綴じられていないのは、以前は綴じていましたが、ページにまたがる文字が見えなくなる等から、現在は綴じていません。

- ・積算はどのようにしているのか。

(回答) 過去5年の契約額の平均により算出しています。

- ・業務概要で、定例と臨時の発行部数が違うのは何故か。

(回答) 定例の方は品評会に出展しているため、150部ほど多くなっています。

- ・予定価格は事前に公表しているのか。

(回答) 公表しています。

- ・公表しているにも関わらず、何故1者は高い金額を入れているのか。

(回答) 推察になりますが、この価格でないと受けられないという意思表示をしているものと推察しています。

- ・過去5年間の実績平均を積算額としていると、紙・インク代や最低賃金は上がっているのに、設計金額は上がらず、反映されないのではないか。

(回答) 今後、積算の方法を検討する必要があると考えています。

- ・2色刷2.40円、カラー刷6.70円の単価はどのように算出しているのか。

(回答) 総価入札でしており、総価額が低い者が落札者となり、落札者から提出された内訳単価で算出しています。

- ・同種の「広報かなん」の単価はどうなっているのか。また、どちらが安いのか。

(回答) 2色刷は「議会だより」と同じく2.40円。カラー刷は4.20円のため「議会だより」6.70円に比べて安価となっている。

- ・「広報かなん」の積算方法も過去5年の契約額の平均としているのか。「議会

だより」と違う場合は、何故違うのかをお教えいただきたい。

(回答)「広報かなん」も過去5年の契約額の平均としています。

・「広報かなん」の契約金額はいくらか。

(回答)総額3,909,578円です。

・「広報かなん」と「議会だより」を一括して発注する方が合理的では。

(回答)「議会だより」の発行責任者は、河南町議会議長となっており、「広報かなん」とは発行責任者が違うため、合わせて発注することは出来ません。

・何故、毎回の落札業者が3者程度で決まってくるのか。

(回答) 辞退理由にあると考えます。提出された辞退届によりますと、人員体制が整わないが1者、業務工程の対応が困難が1者、予定価格が合わないが1者、対応できない分野の印刷物が1者、自社の都合が5者おられる。毎年応札者が少ないことから、資格審査会でも「随意契約としても良いのでは」と言った意見も聞かれますが、「競争性」という面から入札を行っています。

・新規参入したい業者もあると思うが。

(回答) 登録をされた者は全て指名しています。「広報かなん」は毎月1回必ず出さなければならず、期日厳守で遅れるわけにはいかないため、過去には【他市町村で実績のあるもの】という参加制限を付けていましたが、応札業者がおらず、不調になったことで、対象者の範囲を広げたという経緯もあり、現在に至っています。

③ の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約対象案件中、契約金額が大きく、主体建築工事と分割発注とされた経緯の説明を受けたいとのことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・本体工事との一括発注が入札不調で、外構工事を分離したことで、本体工事が一般競争入札で落札されたということは、予定価格が合わなかったということか。

(回答) 最初に総合評価落札方式で入札を行った際は、予定価格が540,000千円(税抜き)で、1者から技術提案書の提出があり、技術提案書類の審査後、入札書提出時に、予算超過のため辞退されることになり不調となった。本来であれば、再度積算を行い総合評価落札方式で再度入札を行うところですが、学校給食の開始を翌年(平成26年度)9月に控えていることや、消費税の変更により、当年10月までに契約を締結すれば従前の税率が適用されること、また、補助金の助成方法等の関係から、本体工事と外構工事を分離し、先に本体工事を発注しました。本体工事の発注にあたりましては、人件費、資材高騰による積算価格の見直しを行い、入札期間もないことから一般競争入札に付しました。その後、分離した外構工事については、随意契約にて契約を締結しました。

・外構工事を給食センター新築工事と別発注にした方が、積算額が高くなるのはなぜか。

(回答)当初は本体工事(外構含む)の予定価格を540,000千円としていたが、入札の不調もあり、積算時点から賃金の上昇、資材の高騰により再度積算をやり直した結果、予算超過となりました。

あと、分離発注した理由としまして、本体工事は建築一式工事であり、外構工事は土木一式工事であるため、業種が違うということから別途契約としました。

- ・別途契約ではなく、新築工事の変更契約と出来なかったのか。

(回答)当初計画した内容の一部を変更する場合は、変更契約となりますが、今回、新たに外側の工事となるので、変更とは見なさず追加工事となります。追加工事については、原則的に別途契約を行うものと考えられます。

- ・本体工事と外構工事は工種も違い、それぞれ独立した工事となるので、随意契約理由に無理があるのではないか。

(回答)変更契約とする案件と別途契約とする案件の判断基準は非常に難しいところではありますが、先程も申し上げましたとおり、新たな追加工種となるため、別途契約とすべきと考えました。また、同一敷地内の本体工事、外構工事であることから、6号随契として契約を締結しました。

- ・本体工事の竣工に間に合わせる必要があったのか。

(回答)敷地の舗装工事もあり、9月開所というところもありました。

(3) 審議の結果

抽出審議した3件の案件について、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められました。

5. 委員会による意見の具申又は勧告

無し

6. その他

手持ち工事の運用基準の改正についての相談が、事務局からありました。

(1) 手持ち工事の運用基準の経緯についての説明。

- ・改正事項は、第4項 手持工事件数の上限を2件から3件とする。また、適用時期は、平成27年4月1日からとする。

(2) 登録業者数の変動・入札案件数の推移についての説明。

- ・手持ち工事の運用基準の運用を開始した平成17年から約10年が経過し、当時に資格のなかった人材が、10年の実務経験を経たことで、技術者として登録することが可能となり、雇用している業者の受け皿も広がることから、受注件数の上限を増やせる状況であること。
- ・今後、登録業者数が増えれば、また手持工事件数の上限を見直すべきと考えている。

(主な質問及び意見)

- ・手持工事件数の上限の緩和により、工事の質が落ちることはないのか。

(回答) 工事の質が落ちることはないと考えています。昨今、国は現場代理人の常駐を緩和し、兼任も可能としていますが、河南町については、現場代理人は専任（常駐）としています。

- ・ 応札時の条件に手持制限は入っていないのか。

(回答) 入れています。既に手持工事が2件の業者については、手持工事の対象案件への応札は不可能としていますが、1件の業者については、参加が可能です。発注案件が複数件ある場合は、どれに当たるかわからないため、複数件への応札が可能であり、同時に複数件落札した場合については、事前に入札書に希望順位を記載いただいているので、その希望どおりに落札者を決定しています。

- ・ 応札者は増えるのか。

(回答) 手持工事の上限件数を3件にすることにより、これまで応札出来なかった手持工事件数2件の業者が応札可能となるため、結果的には増えると考えています。

(結論)

手持工事の制限を設けた大きな理由は、「業者の受注機会の公平化」を図るためである。応札者が減ってきたということで、競争性に問題が生じているのであれば、手持工事の上限を3件にすることで応札者が増え、競争性が向上することにもなると思われますので、変更しても良いと思います。その後の経過は継続して見ていく必要があり、受注機会の公平化が図られなくなれば変更することで、承諾を得ました。

7. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500 (内線 360・361)